

# 山口県医師会国民保護業務計画

平成19年 3月

山口県医師会

# 目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
1. 組織体制の整備	1
2. 関係機関相互の連携協力の確保	1
3. 医療救護活動の実施に関する自主的判断	2
4. 県民等に対する情報提供	2
5. 安全の確保	2
6. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	2
第2章 平素からの備えや予防	2
第1節 組織体制の整備	2
1. 医療救護活動に関する連絡調整のための組織の整備	2
2. 情報連絡体制の整備	3
(1) 情報収集及び連絡体制の整備	3
(2) 通信体制の整備	3
3. 緊急参集体制及び活動体制の整備	3
第2節 関係機関との連携	4
第3節 医療に関する情報提供の備え	4
第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	4
第5節 管理する施設等に関する備え	4
第6節 医療の提供に関する備え	5
第7節 備蓄	5
第8節 訓練の実施	5
第3章 武力攻撃事態等への対処	6
第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応	6
第2節 活動体制の確立	6
1. 医療救護対策を統括する組織の設置	6
2. 緊急参集の実施	6
3. 情報連絡体制の確保	6
(1) 情報収集及び報告	6
(2) 通信体制の確保	7
第3節 安全の確保	7
第4節 関係機関との連携	7
第5節 医療に関する情報提供	8

第6節 警報の伝達	8
第7節 施設の適切な管理及び安全確保	8
第8節 医療の提供の実施	8
1. 医療の提供	8
2. 業務に係る医療救護活動の実施	9
第9節 応急の復旧	9
第10節 安否情報の収集	9
第4章 緊急対処事態への対処	10
第1節 緊急対処事態対策を統括する組織の設置	10
第2節 緊急対処保護措置の実施	10
第五章 計画の適切な見直し	10

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この業務計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び同法第32条により閣議決定された「国民保護に関する指針（平成17年3月25日閣議決定、以下「国民保護指針」という。）」に基づき策定された山口県国民保護計画（平成18年1月20日閣議決定、以下「県計画」という。）を踏まえて山口県医師会（以下、「当会」という。）が医療関係機関等と連携して行う医療救護等の国民保護措置（以下「医療救護活動」という。）の内容及び実施方法に関して必要な事項を定め、山口県域における武力攻撃事態等に対して、医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

### 第2節 基本方針

当会は、武力攻撃事態等において、国民保護法等、県計画及びこの業務計画に基づき、医療救護活動が円滑に行われるよう、日本医師会、郡市医師会、災害拠点病院、会員医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会（以下「医療関係機関等」という。）及び日本赤十字社山口支部等と連携協力し、大規模災害時の対応として策定された「山口県災害時医療救護活動標準マニュアル」（以下「大規模災害時医療救護マニュアル」という。）に準じたシステムを構築するものとする。

当面、当会、郡市医師会及び会員医療機関（以下「当会関係医療機関」という。）の行う医療救護活動については、当該マニュアルに準じて迅速かつ的確に実施することとし、次の基本方針により万全を期する。

#### 1. 組織体制の整備

当会関係医療機関が連携して行う医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう大規模災害時医療救護マニュアルに準じた組織体制を整備するとともに適宜見直しを行うものとする。

#### 2. 関係機関相互の連携協力の確保

- (1) 当会関係医療機関が連携して行う医療救護活動を円滑に実施するため国、県、市町、医療関係機関等、日本赤十字社山口支部及びその他関係機関との連携体制の構築に努める。
- (2) 当会関係医療機関が行う医療救護活動を円滑に実施するため山口県（以下「県」という。）等と体制、災害補償、費用負担等について協定を締結する。
- (3) 九州・中四国各県医師会との相互応援に関する体制を整備する。

### 3. 医療救護活動の実施に関する自主的判断

当会関係医療機関が医療関係機関等と連携して行う医療救護活動の実施については、国、県及び市町から要請を受け、その業務を行うことを基本とするが、緊急を要する場合については、国、県、市町、日本赤十字社山口支部、医療関係機関等及びその他関係機関から提供される情報と武力攻撃事態等の状況に即して国民保護法等及び県計画を踏まえて、当会関係医療機関が自主的に判断し医療救護活動を行うものとする。このため県等と当会が予め体制、災害補償、費用負担等について協定を締結するものとする。

### 4. 県民等に対する情報提供

当会関係医療機関が行う医療救護活動については、山口県広域災害・救急医療情報システム（以下「広域災害救急医療システム」という。）や新聞、テレビ、ラジオ、インターネットホームページ等の広報手段を活用して、県民等に迅速に情報を提供するよう努める。

### 5. 安全の確保

当会関係医療機関が行う医療救護活動の実施に当たっては、国、県、市町、日本赤十字社山口支社、医療関係機関等、その他関係機関の協力を得つつ、当会関係医療機関の医療救護活動に従事する者・職員・ボランティア等（以下「医療関係者等」という。）の安全の確保に十分に配慮する。

### 6. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

当会関係医療機関が行う医療救護活動の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行う。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

## 第2章 平素からの備えや予防

### 第1節 組織体制の整備

#### 1. 医療救護活動に関する連絡調整のための組織の整備

- (1) 当会関係医療機関の行う医療救護活動に関する事務を迅速かつ的確に実施するため「大規模災害時医療救護マニュアル」に準じて国、県、市町、日本赤十字社山口支部、医療関係機関等、及びその他関係機関との迅速かつ的確な連絡及び調整を図るための組織を事態レベルに応じてシステム化し、整備する。当該組織の具体的な運営に関する

る事項については、別に定める。

- (2) 武力攻撃事態等が生じている地域（以下、「被災地」という。）、被災地内の後方医療機関、被災地外の地域のそれぞれの対応について「大規模災害時医療救護活動マニュアル」に準じて整備する。

## 2. 情報連絡体制の整備

### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

- ① 当会関係医療機関の管理する施設の被災の状況、医療救護活動の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- ② 医療関係者等が夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても会組織内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルート多重化、代行する医療関係者等の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

### (2) 通信体制の整備

- ① 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
- ② 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等バックアップ体制の整備に努める。
- ③ 平素から医療救護活動に必要な通信設備の点検を適宜実施する。

## 3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

- (1) 武力攻撃事態等において、当会関係医療機関が医療救護活動を的確かつ迅速に実施できるよう必要な体制を迅速に確立するため、医療関係者等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定める。
- (2) 緊急参集を行う医療関係者等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認するよう努める。
- (3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、医療関係者等の交代要員の確保等に関

する体制を整備する。

- (4) 防災等のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水等の備蓄又は調達体制の整備等に努める。医薬品等については「山口県医薬品等供給マニュアル（以下「医薬品等供給マニュアル」という。）」に準じて体制を整備する。

## 第2節 関係機関との連携

平素から国、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）、医療関係機関等、日本赤十字社山口支部及びその他関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。平素、関係機関による合同訓練を行うものとする。

## 第3節 医療に関する情報提供の備え

1. 武力攻撃事態等においては、医療の提供場所や医療救護所の開設状況等、医療に関する情報を災害・救急医療情報システムやテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報媒体を活用して、利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。
2. 情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

## 第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

県知事から警報又は避難措置の指示の通知を受けた場合の当会関係医療機関における警報等の伝達先、連絡方法、連絡手順など必要な事項を定める。

## 第5節 管理する施設等に関する備え

1. 当会関係医療機関は、武力攻撃事態等における避難者及び帰宅者による集中、殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、適切な措置を講じるためその管理する施設等について体制の整備に努める。
2. 武力攻撃事態等において、当会関係医療機関の管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害等に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、予め体制及び資機材を整備するよう努める。

## 第6節 医療の提供に関する備え

1. 武力攻撃事態等によって多数の傷病者が発生した場合に対処するため次の事項を取り纏めた「武力攻撃事態等における医療救護活動標準マニュアル」を国、県、市町、日本赤十字社山口支部、医療関係機関等及びその他の関係機関等と連携して策定する。

医療の提供体制、緊急時の連絡先、医療関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師・診療放射線技師・救急救命士等）の派遣可能人数、DMAT（災害派遣医療チーム）の育成、医療救護班の編成、医療救護所の設置、トリアージの実務、傷病者の搬送、医薬品等の供給、情報の提供、災害補償、費用負担 等

2. 一時的に多数の傷病者な殺到した場合の医療救護において、限られた医療資源を有効に活用し、可能な限り多くの人命を救うためには、トリアージが必要不可欠である。医療救護活動を円滑に行うためトリアージについて標準的なマニュアルを策定するとともに①医療関係者への研修等②住民に対する啓発等を実施する。

## 第7節 備蓄

1. 医療救護のための医薬品等の備蓄と供給システムを「医薬品等供給マニュアル」に準じて構築する。
2. 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、医療救護活動の実施に必要な医療器具及び医薬品等を調達できるよう必要な体制の整備に努める。

## 第8節 訓練の実施

平素より、迅速かつ的確な医療救護活動の実施が可能となるよう当会関係医療機関等における訓練の実施や国又は県、関係市町等が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。また、訓練の実施に当たっては、実践的な訓練となるよう努める。



### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

1. 山口県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部が県の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努める。
2. 県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、当会関係医療機関に迅速にその旨を周知する。

#### 第2節 活動体制の確立

1. 医療救護対策を統括する組織の設置
  - (1) 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、医療救護活動に関する対策を統括する組織（以下「当会対策本部」という。）を設置する。
  - (2) 当該組織は、当会関係医療機関における医療救護活動などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及びその他必要な業務を統括する。
  - (3) 当該組織を設置した時は、県対策本部及び医療関係機関等に連絡する。
  - (4) この業務計画に定めるもののほか、当該組織の運営に関する事項については、別に定める。
  - (5) 関係郡市医師会及び関係会員医療機関は当該組織に準じて対策本部を設置するよう努める。
2. 緊急参集の実施

当会関係医療機関は医療救護活動を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、医療関係者等の緊急参集を行う。
3. 情報連絡体制の確保
  - (1) 情報収集及び報告
    - ① 当会関係医療機関の管理する施設等の被災の状況、医療救護活動の実施状況などの

情報を迅速に収集し、県対策本部に報告する。

- ② 当会対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や医療救護活動等を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、当会関係医療機関で共有する。

## (2) 通信体制の確保

- ① 武力攻撃事態等が発生した場合には、必要に応じ、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
- ② 医療救護活動の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のための必要な措置を講ずるものとする。また、直ちに県対策本部に支障の状況を連絡する。
- ③ 武力攻撃災害により医療救護活動の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に十分に配慮の上、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保する。

## 第3節 安全の確保

1. 医療救護活動を実施するに当たっては、その内容に応じ、県又は関係市町から武力攻撃事態等の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、医療救護活動に従事する医療関係者等の安全の確保に十分配慮する。
2. 医療救護活動を実施するに当たって、国民保護法第157条第1項に基づく赤十字標章、身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用する。

## 第4節 関係機関との連携

1. 県対策本部及び関係市町対策本部、指定公共機関等、関係機関と緊密に連携し、的確な医療救護活動の実施に努める。このため、予め県等と医療救護に関するシステムの確立と必要に応じて協定を締結する。
2. 関係市町又は県から医療救護活動の実施現場へ医療救護班又は医療関係者等の派遣の求めがあった場合には、当会関係医療機関が連携し、対応可能な人員の有無等、状況を把握した上で派遣に応じるものとする。

## 第5節 医療に関する情報提供

1. 武力攻撃事態等においては、医療の提供場所や医療救護班の開設状況等、医療救護活動に関する情報を広域災害救急医療システムやラジオ、ホームページ等の広報媒体を活用して、県民等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。
2. 情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努める。

## 第6節 警報の伝達

県より警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、当会関係医療機関における迅速かつ確実な伝達を行う。警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

## 第7節 施設の適切な管理及び安全確保

1. 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域や、武力攻撃が予測される地域などにおいて、安全の確保に十分に配慮の上、当会関係医療機関は管理する施設の巡回強化などの措置を講ずるよう努める。
2. 当会関係医療機関は管理する施設等について、施設利用者等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により災害、事故等への対応の場合に準じて、これらの者の適切な誘導に努める。

## 第8節 医療の提供の実施

### 1. 医療の提供

- (1) 県知事から避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合若しくは県知事又は関係市町長が救援に関する措置を実施する場合、関係する当会関係医療機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び関係市町と緊密に情報交換を行い、県知事からの医療の実施要請又は関係市町長等から医療救護班の編成要請等が行われることに備え、医療関係者等の派遣体制等、医療の提供に必要な体制を整える。
- (2) 市町長から避難実施要領の作成にあたって意見を求められた場合、関係郡市医師会は適切に対応するとともに、避難実施要領の通知があった場合には、当会関係医療機関における情報の共有を図るほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努める。
- (3) 県知事より医療救護の要請があった場合には、派遣する医療関係者の不足、資機材

の故障等により当該医療を行うことができないなど正当な理由がない限り、当会医療関係機関等は連携して医療救護活動を的確かつ迅速に行うよう努める。

- (4) 県知事から医療の実施要請又は市町長等から医療救護班の編成要請等があった場合、県及び市町から提供される安全に関する情報等に基づき、医療救護活動に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全が十分に確保された後に当会関係医療機関へ医療救護活動を要請する。

また、現場の医療救護活動責任者は、武力攻撃災害の状況等により、安全確保のための必要な措置を講ずる。

## 2. 業務に係る医療救護活動の実施

- (1) 関係郡市医師会及び会員医療機関は、医療に必要な施設及び設備の状況を確認し、武力攻撃災害発生箇所等において、現に行っている医療救護を適切に提供するために必要な措置を講ずる。
- (2) 医療救護活動に支障が生じた場合には、必要に応じ、県及び関係市町等の関係機関に対し当該障害について連絡するとともに、当該関係機関の協力を得つつ、他の医療機関や災害拠点病院等と連携し、医療の確保に努める。

## 第9節 応急の復旧

1. 当会関係医療機関は、武力攻撃災害が発生した場合、自らが管理する施設及び設備で医療救護活動に関するものについて、可能な限り速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努める。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県又は関係市町に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。
4. 当会对策本部は、必要に応じ、当会関係医療機関の被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告する。

## 第10節 安否情報の収集

1. 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。
2. 地方公共団体の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努める。

## 第4章 緊急処理事態への対処

### 第1節 緊急処理事態対策を統括する組織の設置

1. 山口県緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、当会の緊急処理事態に関する対策を統括する組織を設置する。
2. 当該組織は、当会関係医療機関における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡、広報及びその他必要な業務を総括する。
3. この業務計画に定めるもののほか、当該組織の運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

### 第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この業務計画の第1章から第3章までに定める医療救護活動に準じた措置を実施する。

## 第五章 計画の適切な見直し

1. 適時この業務計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、必要に応じ医療関係機関等と協議した上で自主的にこれを変更するものとし、変更を行った場合は、県、市町及び関係医療機関等に通知するとともに、広域災害救急医療システムやインターネットホームページなどの広報媒体を利用して公表を行うよう努める。

...  
...  
...  
...

... ..

... ..

...  
...  
...

... ..

...  
...  
...

... ..

...  
...  
...